萬葉集略解

三上

柳田文庫
文庫11
A 104
5

北京圖書館藏

文庫11
A 104
5

柳田泉文庫

48 10643

萬葉集卷第三

雜歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首○天皇賜志斐嫗御歌一首　志斐嫗奉和歌一首○長忌寸意吉麻呂應詔歌一首○長皇子遊獵路池之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌　或本反歌一首○弓削皇子遊吉野之時御歌一首（弓を削りて引き作る）　春日王奉和歌一首　或本歌一首○長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首　石川大夫和歌一首　名闕　又長田王作歌一首○柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首○鴨君足人香具山歌一首并短歌　或本歌一首○柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首并短歌○刑部垂麻呂從近江国上来時作歌一首（本文に処名時）

の字のあまり ○柿本朝臣人麻呂従近江国上来至宇治河邊作歌一首○長忌寸奥麻呂歌一首○柿本朝臣人麻呂歌一首○志貴皇子御歌一首○長屋王故郷歌一首○阿倍女郎屋部坂歌一首○高市連黒人羈旅歌八首○石川少郎歌一首 名曰君子 ○高市連黒人歌一首 黒人妻答歌一首○春日蔵首老歌一首○高市連黒人歌一首○春日蔵首老歌一首○丹比真人笠麻呂往紀伊国超勢能山時作歌一首 春日蔵首老即和歌一首 即前の誤 ○幸志賀之時石上卿作歌一首○穂積朝臣老歌一首○間人宿禰大浦初月歌二首○小田事勢能山歌一首○角麻呂歌四首○田口益人朝臣任上野国司時至駿河国清見埼作歌二首 本文は益人大夫しあり ○弁基歌一首○大納言大

伴卿歌一首 未詳 ○長屋王駐馬寧樂山作歌二首○中納言安倍廣庭卿歌一首○柿本朝臣人麻呂下筑紫国時海路作歌二首○高市連黒人近江舊都歌一首○幸伊勢国之時安貴王作歌一首 本文は時のまし脱 ○博通法師往紀伊国見三穂石室作歌三首○門部王詠東市中木作歌一首 本文は中木二字と之樹を作る ○桜作村主益人従豊前国上京之時作歌一首○式部卿藤原宇合卿被遣陸道造難波堺之時作歌一首○土理宣令歌一首○波多朝臣小足歌一首○暮春之月幸芳野離宮之時中納言大伴卿奉勅作歌一首 并短歌 本文は赤遥奏上歌の五字あり ○山部宿禰赤人望不盡山歌一首 并短歌○詠不盡山歌一首 并短歌○山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首 并短歌○登神岳山部

宿禰赤人作歌一首弁短歌○門部王在難波見漁父燭
光作歌一首○或娘子等以裹乾鰒贈通觀僧戲請咒願
之時通觀作歌一首○太宰少貳小野老朝臣歌一首○
防人司祐大伴四綱歌二首○帥大伴卿歌五首○沙彌
滿誓詠綿歌一首（大伴歌の字脱）○山上憶良臣罷宴歌一首○
太宰帥大伴卿讃酒歌十三首○滿誓沙彌歌一首（本文ノ沙彌滿）
（誓ノ字ナシ）○若湯座王歌一首○釋通觀歌一首○日置少老
歌一首○生石村主真人歌一首○上古麻呂歌一首○
山部宿禰赤人歌六首（大本一首ノ文）或本歌一首○笠朝臣金村
塩津山作歌二首○角鹿津乘舩之時笠朝臣金村作歌
一首弁短歌○石上大夫歌一首○和歌一首○安倍廣
庭卿歌一首○出雲守門部王思京師歌一首○山部宿

禰赤人登春日野作歌一首弁短歌○石上乙麻呂朝臣
歌一首○湯原王芳野作歌一首○湯原王宴席歌二首
○山部宿禰赤人詠故大政大臣藤原家之山池歌一首
（歌上作字ナシ ハ語也カ文ヨリテ除ク）○大伴坂上郎女祭神歌一首弁短歌○
筑紫娘子贈行旅歌一首○登筑波岳丹比真人国人作
歌一首弁短歌○山部宿禰赤人歌一首○仙柘枝歌三
首○羈旅歌一首弁短歌○譬喩歌○紀皇女御歌一首
○造筑紫観世音寺別當沙彌滿誓歌一首○太宰大監
大伴宿禰百代梅歌一首○滿誓沙弥月歌一首○金明軍歌
一首○笠女郎贈大伴宿禰家持歌三首○藤原朝臣八
束梅歌二首○大伴宿禰駿河麻呂梅歌一首○大伴坂
上郎女宴親族之日吟歌一首 大伴宿禰駿河麻呂即和歌

一首○大伴宿祢家持贈同坂上家之大嬢歌一首○娘子報佐伯宿祢赤麻呂贈歌一首　佐伯宿祢赤麻呂更贈歌一首　娘子復報歌一首○大伴宿祢駿河麻呂娉同坂上家之二嬢歌一首○大伴宿祢家持贈同坂上家之大嬢歌一首○大伴宿祢駿河麻呂歌一首○大伴坂上郎女橘歌一首　和歌一首○市原王歌一首○大綱公人主宴吟歌一首（綱八綱の誤か）○大伴宿祢家持歌一首

挽歌

上宮聖徳皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首（小墾田宮御宇天皇代（卅九字欠文字））○大津皇子被死之時磐余池陂流涕御作歌一首○河内王葬豐前国鏡山之時手持女王作歌三首○石田王卒之時丹生王作

歌一首并短歌　同石田王卒之時山前王哀傷作歌一首　或本反歌二首○柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首○田口廣麻呂死之時刑部垂麻呂作歌一首○土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麻呂作歌一首○溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麻呂作歌二首（二と一の誤）○過勝鹿真間娘子墓時山部宿祢赤人作歌一首并短歌○和銅四年辛亥河邊宮人見姫島松原美人屍哀慟作歌四首○神龜五年戊辰太宰帥大伴卿思戀故人歌三首○神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌一首○悲傷膳部王歌一首○天平元年己巳攝津国班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿祢三中作歌一首并短歌　○天平二年

庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首
帥を師と誤る
○還入故郷家即作歌三首○天平三年辛未秋
七月大納言大伴卿薨之時作歌六首○天平七年乙亥
大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首并短歌○天
平十一年巳卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一
首　弟大伴宿禰書持即和歌一首○又家持見砌上瞿
麥花作歌一首○移朝而後悲嘆秋風家持作歌一首
又家持作歌一首并短歌○悲緒未息更作歌五首○天
平十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舍人大伴宿
禰家持作歌六首○悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短
歌

雜歌　行幸羇旅遊宴挽歌一云傷亡妻之歌

天皇御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首
持統天皇なるべし、次の歌もし拾遺の大内山のあるれば也、雷岳は雄略紀
七年天皇三諸岳の神形を見たまふ、拾遺に少子部螺蠃の話
せしのはせる三諸岳を見て大和を、雷ひのつるく雨がせ々
るる畏るく、岳を敬しめ名を改て雷とせるよりそなたは国
市取雷村なる所の神社なるべし、拾遺に引くさやこ山はこれ
ひとりいうづちのくにとそうたはれ、ひのつちやまと例べきも定めがたし
こも山に行きもとゝく来しに時人もなしとて法代をとゝ
皇者神二四座者天雲之雷之上爾廬為流鴨
おほきみは神にしませばあまくもの雷の上に廬せるかも
おほきみは神にしませばあまくもの雷の上に廬せるかも

[illegible]

右或本云獻忍壁皇子也其歌曰王神座者雲隱伊加土
山爾宮敷座　忍壁皇子ハ天武天皇の皇子、後紀慶雲二年五月
薨ゝ[illegible]宮子の宮雷山の麓ニ葬ル、[illegible]ハ雷ヨリ[illegible]ル、敷ハ
知と同じく外知ると[illegible]

天皇賜志斐嫗御歌一首　[illegible]ハ持統天皇ニ[illegible]ベシ、後紀和銅元
年[illegible]志斐連の姓を賜ふ、姓氏録、志斐連大中臣同祖のよし

不聽跡雖　云強流志斐能我強語此者不聞而朕慰爾家里

いなといへど　[illegible]

宮ゝ[illegible]志ひ能の能ハ老十八[illegible]なさうるこの詩ニ能ハ[illegible]
四勢奈能我ゝ[illegible]又勢奈那[illegible]
[illegible]式能ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

志斐嫗奉和歌一首　嫗名未詳

不聽雖謂話禮話禮常詔許曽志斐伊波奏強語登言

嫗ハいなかゝゝとせどゝ[illegible]志ひ[illegible]
なる大継體紀愷那能倭俱吾伊、後紀宣命藤原仲麻呂伊、百済三福信
伊、後紀宣命帯刀舎人伴健岑伊、桑中老四本の関字伊ハ老十二

[illegible]

の話の字、某木田久老がものする古今語拾遺に、[illegible]

長忌寸意吉麻呂應詔歌一首　右同じ天皇難波豊碕の宮に幸

[illegible]

大宮之内二手所聞網引為跡網子調流海人之呼聲

おほみやのうちもまできこゆあびきすとあごたてのるあまのよびこゑ

二手は右手とまでの仮字は用ゐて同じ、網とかなんとて多くの人

をあつむると聞てといふ、海人多きなれば云あの

ゆえ[illegible]を[illegible]ひてよめるこゑ

右一首　こゝは難波へ幸の時のうたなるべし

長皇子遊猟猟路池之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并

短歌、天武天皇の御子後紀霊亀元年六月薨とある、猟路は大和十市郡

鹿路村とあるこゝなるべし、考十二、遠津人猟路池とよめるを一つの

猟のまとに脱せり、活本によりて補へり、池は野の誤なるべし、考るかゝられ

と聖とあり、

八隅知之吾大王　高光　吾日乃皇子乃馬並而

やすみしゝわがおほきみ　たかひかる　わがひのみこのうまなめて

三猟立流弱薦乎　猟路乃小野爾十六社者伊波比拜目

みかりたつるわかくさをかりぢのをぬにはそこのやしろはいはひをろがめ

鶉已曽　伊波比回禮四時自物伊波比　拜　鶉

うづらこそいはひもとほれしきてしかいはひあぐらめ　うづら

成伊波比毛等保理恐等　仕奉而　久堅乃　天見

なるいはひもとほりかしこけど　つかへまつりて　ひさかたの　あめみる

如久真十鏡仰而　雖見　春草之益目頻四寸　吾

ごとくまでかしこみあふぎてみれどはるくさのいやめづらしきわが
於富吉美可聞
おほきみかも
日のみこハ長の皇子をさす。此ところ皇子のかりをみそなはすを称ふ、わがすめらぎと称へて、
あらハ猪鹿をおほくはせかへ十六の四つの足を借りて、いはひのいハ發語、鉾は
ふせしのえふせかしたくよみたれど、宮もほかのにく、どろめ、どろがみつく訓
べし。ぎろとしハおれかゞむの歌るまるやうにてありむ者し。推古紀烏呂鐵（カロガネ）
弥豆（ミテ）ともよ。かくむるハえんぐるとの古き言なり。集中四の宮にともある。まそかぎし、
もゝ舟の枕詞、發語詞わかちくさゝせれども、はきるくさしよらんこうさま
されども。益いやと訓べし。巻十二にもよひゆゑの益（イヤ）ましてなんいふなかいや
と訓むしてかくるもぞこれはあれども、末ハみれどもほしあるぬといひ
て、みそこどほられぬもちかれるも

網ハ綱ノ誤

反歌

久堅乃天歸月乎網爾刺我大王者蓋爾爲有
ひさかたのあめゆくつきをつなにさしわがおほきみハきぬがさにせり
たのあめにまる月をとりて綱にさしてみれど、あしひしがたく皇子を仰ぎて、蓋とし給ふ
見ゆるさまを、網ハ綱の誤なるべし。蓋ハ綱をつけたるものなれバ、和名抄 蓋
伎奴加散、儀制令 蓋皇太子紫表蘇方裏頂及四角覆錦垂總、
親王紫大纈云云、今の世ハ四角なる傘を蓋のさまなるべからん
ゆれども、月ハまろし。古へハ圓なるべし。周禮に爲蓋象天、天
書に天圓如倚蓋といひ、こゝにかしこみて蓋のまるきにたとへるゆゑ、さこそ
蓋のたかさ綱を付て侍臣のひかへて行なる綱もさしといへるなる
べし。伊勢太神宮式の蓋の下に緋綱四條とある是也

或本反歌一首

皇者神爾之坐者真木之立荒山中爾海成可聞

おやさみはかくにしませばまさのくにあくやまなるふるみをなるもこのも

そもたのそらのとにさくらで、そのさまをよみあくるで世れとほくせ

ばくまもるしずのそのくおるよ始何ろうが春えくるべし、荒ハ荒年

の荒ろて人郷遠ることいと淋ハもぐく水度くるもといろそしも人百

のそなるくなるゆ

弓削皇子遊吉野時御歌一首　はるそのゆ既也

瀧上之三船乃山爾居雲乃常将有等和我不念久爾

たぎのへのみふねのやまにゐるくもの常なるらんとわがおもはなくに

うへのうと思きてべとえのみくはるる後、こ船の山ちゆの雲、なもハうくのお

と思くも侍ん、なくハぬの延ろくおなるん、そのうとハちゆの歌ろる

遊びあひて、なりろくまりれど、既身のそなれハ也

のちのそくなるふるくまハちゆ新まるとく歌侍ろる、巻六人清の命ず歌

しみよりむの海のとくそのとくなるねしとるよ終りゆ

春日王奉和歌一首　巻六新しの子大宝二年二月辛ろる人ゆ

王者千歳爾麻佐武白雲毛三船乃山爾絶日安良米也

おほきみハちとせにまさんしらくもみふねのやまにたえもしあらめやも

王ハ后前のみこ、ちとせ、まさんしらくもハ日あで法歌ろ、せまさんとことづき

ちとなーなくて

或本歌一首

三吉野之御船乃山爾立雲之常将在跡我思莫苦二

右一首柿本朝臣人麻呂之歌集出

長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首　巻ろの出詠、雲田王の

ろ也後紀天平九年六月辛ろる人ゆ

如聞、真貴久、奇毋、神左備居賀、許禮能水島

[illegible]

景行紀十八年海路より葦北小島に泊まり、大漁食進ずる時、亀甲水に浮びて祁多比ばれば寒泉崖より涌出ずるを得たり、水亀とは[illegible]、和名抄、肥後国葦北郡葦北、菊池郡水島とあり、仙覚抄に風土記云、球磨乾七里海中有島稍可七十里名曰水島、出寒水逐潮高下云々、奇々と洲べし、巻十八七夕の歌、あやまる久須志美、巻十九久須波之伎、[illegible]、神さび[illegible]

出、居賀の賀は歳の[illegible]、[illegible]は此とりまよ同じ

葦北乃野坂乃浦従、船出為而、水島爾将去、浪立莫勤

あぎとのぬさこのうらゆふれでてみづまにゆんなみたつなゆめ

[illegible]の浦は葦北の郡[illegible]、勤の字[illegible]、

浪立[illegible]

石川大夫和歌一首　名闕

奥浪、邊波雖立、和我世故我、三船乃登麻里、瀾立目八方

おきつなみべなみたつとも[illegible]せこがみふねのとまりなみたつな[illegible]

[illegible]

[illegible]

右今案従四位下石川宮麻呂朝臣慶雲年中任大貳、又正五位下石川朝臣吉美侯神亀年中任少貳、不知両人誰作此歌焉

此後[illegible]大夫とあるは五位の人とぞ、後紀を考るに宮麻呂は[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるべし、神亀五年戊辰太宰少弐石川足人朝臣遷任餞于筑前
国蘆城驛家歌三首とあるは足人也方注の落れる

又長田王作歌一首

隼人乃薩摩乃迫門幸雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨

はやひとのさつまのせとをくもゐなすとおもわれはけふみつるかも

右ある書に云ふ、或ハ隼人の国ハ後紀に見ゆ、此ハ薩摩ハ大宰府の管国の名
隼人ハ国名なるべし、隼人の国の内に地名にいとり先を紀の洲よりいとりあれど名の洲
ありて、隼人国の内に地名にいとり先を紀の洲よりいとりあれど名の洲
ありて、和名抄隼人司波也比止乃都可佐と云へ共也比止乃都可佐と云ハ共に其ほの異称
也、和名抄薩摩国出水郡より勢度郷をこの人海なるべし、考六年人
の湊門の瀬戸あるべしとあるは是ハ肥後国の球磨郡の瀬戸
なるべしとあるは薩摩にて此ハ肥後にて此せとをこそとあるべ

柿本朝臣人麻呂羇旅歌八首

三津埼浪矣恐隱江乃舟公宣奴島爾

みつのさきなみをかしこみかくれえの舟公宣奴島爾

舟公宣奴島爾の舟公宣の洲より出て海の隱れなるべし、舟
今寄敏馬崎爾とあるべしとあるべ、ふねハよせなんとぬのさきにと
何べしとあるべ、宣を隱れるなるべしとて、ふねハいつのこゝにとめんとまにと
時を脫て、寄を宣の隱れるなるべしとて、ふねハいつのこゝにとめんとまにと
何てもいづれなるべしとあるべ、考ハ西の国へ旅行として難波のこゝにとまりて新
出せりとあるべ、考六風吹バ波の立まんと候とあるべ、ふねハ波の立まんと候とあるべ
とあるべ

珠藻苅敏馬乎過夏草之野島之崎爾舟近著奴

たまもかるみぬめをすぎてなつくさのめにまがひきてあはちづきあ
ぬちづくはいづくにてか海門にて上野にもある歟、又摂の枝国、みぬめ、枝浦
等歟八浜路なり

一本云處女子過而夏草乃野島我崎爾伊保里爲吾
等者　まことは五は頭古云ふるくたのみく越ふり、乙女の駿馬の落ぬる
粟路之野島之前乃濱風爾妹之結紐吹返
あはぢのぬしまのさきのはまかぜにいもがむすびひもふきかへす
初句は云、号淡海国也、集中ふいしがはびとふすまくてで紐まくは
づれの紐ふきかへすとは、こゆこは風吹返すと
よまれば下紐はあくで結の衣の肩より結る紐、古事記仁徳口る臣
紅紐つけたる青摺衣をきる歟、水潦紅紐を押て皆紅色変るよ
うにとかれて天武紀は長紐結紐なれ、大嘗祭式道

殿式ニ丹塗、雅亮装束抄ニ丹塗ハ赤くみがくなり、みがくは
ぬるはたらきなり、ぬるはたらきなり、
荒栲藤江之浦爾鈴寸釣白水郎跡香将見旅去吾乎
あらたへのふぢえのうらにすずきつる、あまとのみらしらびをゆくか
あらたへの栲布、和名抄播磨国明石郡葛江布知衣、巻六に荒妙の藤の
井ぶ浦ニ鮏釣とあるに、藤江の浦ニ鮏ぶとあるにしよ
めり、ぶとは回形、古事記ニ海鼠ツリスルを鈎海人之口大之尾翼鱸
一本云白栲乃藤江能浦爾伊射利爲流　まことは五をかくて栲
いとは白栲ニ通ずるなり
稲日野毛去過勝爾思有者心戀敷可古能島所見
いなびぬもゆきすぎがてにおもへれば心こひしきかこのしまみゆ
いなびぬは播磨国印南野、可古は摂津紀、播磨国加古郡水門、清水

牛鹿皮とかくぶらてまるしよなれたる処を麝子皮といふなり又、此つれば
浦の此方なるのさくいなびせの家ちて行と強く思へるさま又傍らにみす
益ししを中にかこの嶋のみえゆるとく久老説可古ハ阿古と読るなるらんいへ阿古
ハ吾子のことよみ給しと云て阿古の嶋なる第七面ひふかかかハ此る浦雕にアゴ
の崎ひいまハひろきんば風ふきあく云て阿古の海のあさけの塩みちなるなと
とあるにくもあ傍の作者の名此の家遠とも案雄の海の朝けのなごらともよ
みたれば何ごともなでも一つありとえんえくハ按は正なるべきよしいつりハ益まてく
よみえるとおもへば阿古とせんろく言べし

一云潮見　潮ハ湖の傍ら集中みなとしよあるは浦すくかこの嶋といふ本に作
ふみえば見かこしまる時にみなとのことをよしとす

留火之明大門爾入日哉榜将別家當不見

ともしびのあかしおほとにいらんひやこぎわかれなんいへのあたりみず

より火の挑詞　火つハ海つみて挑の水門を守つくしらむのつく知
べし次に明門にのつる皆明石すんあるへ明ちつハおのしあかりてよみべ
し火とおもよのみハ倭なまきよいつれば第十三奥十山三野こ山とあお
きそそも大上古嶺と男きるも又大父大母とおもねばとの事ふ倭もなべし
室ちそ明石の門ふ入らぬおハ大和のまもみえさるゆゑにて此門ふ入らんハ
えず来なむとこまいわるしとハ今みまそでみえぬあの
むそなるるを別るしいへく家当みえんハいへおもふるにん
ゆゑるびそへうつてみえぬとおもふなるべし　此なりでハ西へ行度
のゆゑにて次の二首は帰る時のゆゑへ又それ人麻呂旅宿へかる時の
ゆゑにて歌ふる此間も同じゆゑびなるを後よせておよむ入るま
やまとをみつるやえれそ

天離夷之長道従戀来者自明門倭島所見

あまぶねゝ。いそのなごのぢゆ。こひくれば。あのはるかなる。やまとぢゆ。みゆ

あそびかる。梅泊、いそは都遠きをとぶいつゝ。こゝ遠ければなり、

やまとしまは大和国を大倭枯はは所とつるよりて、書く傳物と

いつゝ、巻十五に新羅へ渡人の豊国をうなゐの伸べよと

そしいさる史はあのてとかせやまゝ為ひんとる、巻サ五地のかゝ

国ぞやまゝしまねゝとるは大八洲とゝまて尽とは別ゝ

一本云家門當所見　門は乃の誤なるべし

飼飯海乃庭好有之苅薦乃乱出所見海人釣船

けひのうみの。おゝなぎあらかりこもよみだれいづるみゆ。あまのつりぶね

けひは越前の気比名こゝは武庫のはと

ゝとらとよ。ゝ老伝あるゝ人りは淡路は氣比野とゝは地おきとて、

さゝはゝこの海ゝやとゝとゝ、ゝ人ゝ見へ、ゝよゝくは海のゝの卒らの

なゝをいゝ、かりゝこの指、ちゝゝゝくなゝゝくゝゝる物ゝゝゝゝゝろこばゝく、

ゝゝゝゝ海の和ゝをとられゝゝゝ苅ゝゝゝゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ武庫

あゝゝゝにおゝゝゝゝゝゝゝゝ

一本云武庫乃海舶爾波有之伊射里為流海部乃釣船

浪上役所見　武庫は摂津国ふなはとゝ毎とゝ出ふるこのゝゝなる所と、

ふやうと宮もいつり

鴨君足人香具山歌一首并短歌　後紀天平宝字三年十月天下

諸君字を公字に換まる、もゝゝゝゝゝゝゝゝ高市皇子の尊歌ゝて反、

香久山ゝゝ仮人なゝゝゝゝとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ巻一近江荒都とゝゝ所の

人麻呂のゝゝゝゝ同じゝゝゝ

天降付。天之芳来山霞立。春爾至婆。松風爾池

あまくだつく。あめのかぐやまかすみたつ。はるにしれば。まつのせゝいけ

浪立而、　櫻花、　木晩茂爾、　奥邊波鴨妻喚、　邊津方爾、
なみもたてさくらばなこのくれをしげみおきべふかもめよぶらしへつ方ふ、
味村左和伎百磯城之大宮人乃、　退出而、　遊船
あぢむらさわぎをしきのおほみやびとのまのうらでにあそぶふね
爾波、梶棹毛無而不樂毛、己具人奈四二
みふかぢさをもなくてさぶしもこぐひとなしに
あかねさす　花付、池波ハ埴安の池波、このくれをしげふハあぐらきん、其十八
許能久礼之氣布、かるるまくをしみ、
ことの、又ハ氏白の十二句だのを脱るゝおきべハ埴安池の波、かもめの名ハ
鮮の名、味村のむらとむのへて和ぐべし、遊ぶ舟ハ遊ぶべき舟ハ云
也、梶さをなくてハ反音みるにあらぬ舟人のなきうをといへるゝ

反歌二首

人不榜有雲知之潜為鴛鴦與高部共、舩上住
あらくハあるとと迫ゝ、和名抄崔豹古今注云鴛鴦字之同抄水
雅注云鵝多加閑とあるゝ
何時間毛神左備祁留鹿香山之鮮相之本爾、薛生左右二
いつのまもかんさびけるこのかぐやまのほこもぎごのもとにけむすまで
いつのほどふかもとりつくかんさびたるこのかぐやまのほこもぎのもとに
もてゝくるゝ旅ゝゝ、鮮相ハ杉の美木ハ鮮のもくなれば、つべ
さてまのもふ苔のもるゝ苔ゝ、もてゝけるべきをかくいへる
る集中まゝ、もつれバ苔さ杉の本ゝ苔をもつものでもいふことなる
べし、考二婦ゝ名ハ代まゝ、ひめ蔭のゝ杉の本ゝ蔭ゝゝ
いへれが裏人ハ本ハまの法なるんゝ、持統天皇十年高市皇

[illegible]

未立る薛蘿のもとをおぐ[illegible]

或本歌云

天降就神乃香山打靡春去来者櫻花木晩茂松風丹池浪騰邊津返者阿遲村動奥邊者鴨妻喚百式乃大宮人乃去出搖来舟者竿梶母無而佐夫之毛榜與雖思

右今案遷都寧樂之後怜舊作此歌歟　世[illegible]

柿本朝臣人麻呂獻新田部皇子歌一首并短歌

天武紀次夫人五百重娘新田部皇子[illegible]

八隅知之吾大王　高輝　日之皇子　茂座　大殿

やすみしし　わゴおほきみ　たかてるひのみこ　しきます　おほとの

於久方　天傳来　白雪仕物　往来乍益及常

へ[illegible]ひさかたの　あまつたひくる　ゆきこしの　ゆきつくまでに　ときはなす

世

よまでに

日のみこ[illegible]は新田部の皇子をそなへ、茂座は敷座の借字なり、自雪一本白雪とせり、二字ゆきとよめり、常は萬の借字なるべし、あまつたひくるゆきとは、空よりふるゆきのやうに、[illegible]集中にも空ゆくなどよめる[illegible]流らへたるなり、[illegible]山荘のもとく[illegible]の都より往来しなれる人座なるを[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

反歌一首

矢釣山木立不見落亂雪驪朝樂毛

やつりやまこだちもみえぬゆきはくらなるあさたぬしも

矢釣一本矢駒とも、やつりの頭字記近飛鳥八釣宮とあれば飛鳥の地まさしく宮ゐの山麓に山をさかりて矢をはなつ所なれば矢釣山と名付たるなり、驪ハ馬深黒色とあれば、はくろ、洲べのくろ、駁のぶちの類なり、著ハ驪ハ驪の字書に履不履跟曳之而行言其遠也とあれば、さらひてゆくなり、はくろ、洲べのくろ、駁のぶちの類なり、著ハよろこぶ雪ハ霰而わづらの名まの梅ハ花咲みちもよれば、さもるなり打考べし

従近江国上来時刑部垂麻呂作歌一首

従近江国上来時刑部垂麻呂作歌一首

馬莫疾打莫行氣並而見民毛和我帰志賀爾安良七國

うまなはいそぐうちなゆきそけなみてみてもわがゆくしがはあらなくに

けるべて八日並べて、そよ同じくは、あをそのべ、地ハ志賀のこと、

しろくて、くるあるあどしは並べてくるくるかんるハかるをねばたばこ

をとぶをてくるひよるをあてをそぐるなるのれいるべ人

大津宮の住吉はそれぐぶにおつてなれば衣服田服るぐるそ、ゆく、

ゆくるの物よりのなぐるをとひてあるふるべし　七八七の注

柿本朝臣人麻呂従近江国上来時至宇治河邊作歌一首

物乃部能八十氏河乃阿白木爾不知代經浪乃去邊白不

毋

このふねやそうぞ丹のあどろざるおいさよなまびのゆくへしらずでも

あるこの抗河、あどろまハ早川の弟ゑあとと度くやと狭く細と引る形

みたたちよ遠なく抗とおそしこやと座をれ又清ゆ飛ゑさうてそ

細形する抗水の内へせられて流入原の度の筆のあうけうとれハ水ハ

流て海ゑ一水魚のこゑるとおるあ一居るごうとるゑいさよまハ出ゑ

まそ年ゑそいさよ月とうある八原の知んとて帰るといハハいさ

よ原ておどろゑるゑどくくうどゑとりつべし不知といさのうるの車

さらハ第中いさやりと不知也川とちる彼くこよどゑる流のつしゑ

り方知で来行とハ世のゑなるとれとを流のなき新べよう流る

みつさて、ゆよ抽ゆくゑ出ゑ行ちるゆ一ゆ年七人原ゑ三原ゆ年四の

忘ゑ年ゑ彼ゆのみなるこのゆ一世の人ゑハ又ゆ八河ゆ年ゑ大備のこつの流べ

とうゑらてよどゑる波のゆくへしらずでとゑ同じ

長忌寸奥麻呂歌一首

苦毛零来雨可神之境狭野乃渡爾家裳不有國

くるくくしふりくるあめかのかりのさきさはめのわたりにいへもあらくに

神之渡ゆ来七くるの雨のありてもみるゑ流とめてつる同じあちうん

そみるゑ流とのハ紀伊国牟婁郡新宮より北方ゑ海辺ゑ新宮より北方ゑ

新宮よりそのゑ一里ゆ出でうりゑ、そこでゑる佐世村ゑ又ゑ宮ゑいへ

又狭野ハ神武紀ゑ狭野を越えゆ熊野神邑ゑ到ゑ出ゑ

渡りハ舟ゑて渡るゑるゑいてゑ又ゑ渡るゑるゑ

ゑ又ゑ牟婁郡ゑ新宮ゑ北方ゑ海辺ゑ大和の三

輪ゑとりゑくゑあれど流とゑくるゑ

よみゑくハ歌ゑの新ゑくゑれバ昔の新ゑ三輪のゑ

くゑあれどゑ新ゑ接のゑとゑ

柿本朝臣人麻呂歌一首

淡海乃海夕浪千鳥汝鳴者情毛思努爾古所念

あふみのみゆふなみちどりなのなけばこころもしぬにいにしへおもほゆ

紀の朝臣阿閇(アヘ)の皇女(ヒメミコ)の御(ミ)歌(ウタ)

ぐゝもるまをつくいつゝ人目をもはゝ君さへ相見ずまでに隠れて居

君なくゝぞて小紅(コベニ)の赤らめる顔もくすしと言へば言ずて居

ぬばたまの黒髪しらけ出でくるまで人の待ちけるかも

春日宮天皇(スメラミコト)の御(ミ)歌(ウタ)

紫(シキ)の大殿(オホトノ)なりけるを

志貴皇子御歌一首　天智天皇の皇子、霊亀二年八月薨逝せらる

春日宮天皇の御子

牟佐佐(ムササ)婢波(ビハ)木末求跡足日木乃山能佐都雄鹿相爾来鴨

むさゝびは木末を求めあしひきの山の佐つ雄鹿あひにけるかも

和名抄本草云麝麝一云麝麝和名毛乃美俗云無佐佐比

七月十五日、さつを人まく猟する人を云、佐伯部多久人の作る鹿

りをゝ人とも云ふ、さつを人まく猟する人を云、佐伯部多久人の作る鹿

又云、大友大津の皇子の御歌

わがすべきこと

長屋王(ナガヤノ)故郷歌一首　天武天皇の御孫、高市親王の子

吾背子我古家乃里之明日香庭乳鳥鳴成島待不得而

わがせこがふるへのさとのあすかにはちどりなくなりしままちかねて

こぶせこい親きぬ君ふるへ佐と明日香は今は飛鳥の名所なり

て行路ひさしくなるに俗の知るべきなり、昭和の世は、

おく路なつかしくなるべしまれに古郷と云て訪ひきたるべしとの心なり

[illegible]

右今案後明日香遷藤原宮之後作此歌歟　湯河板挙

[illegible]

阿倍女郎屋部坂歌一首　三代実録　貞観十年正月廿日条　[illegible]

人不見者我袖用手將隱乎所燒乍可將有不服而來來

[illegible]

高市連黒人羇旅歌八首

客為而物戀敷爾山下赤乃曽保船奥榜所見

[illegible]

[illegible]

官人の船なるべし　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

也此二をとかてられバ、おなぶのうふ限らず赤く照るをいふ

櫻田部鶴鳴渡年魚市方塩干二家良進鶴鳴渡

さくらだへ たづなきわたる あゆちがた 志ほひにけらし たづなきわたる

あゆちハ紀ニ尾張国吾湯市(アユチ)村、また和名抄尾張国愛知郡(阿伊知)、そこ

ニ作良てふ所のありしを、さくら人ハそこにて舟ちゞめ帰りつ田をよ

所つくれる人もあらんと、かへるさまでなりしと契沖いへり

四極山打越見者笠縫之島榜隠棚無小舟

志はつやま うちこえみれバ かさぬひの 志まこぎかくる たなゝしをぶね

是六敷波宮ニ幸の時ニ呉国より貢ぐる四八津のあたりとよめり、

此ちぬハ和泉ニて、志はつハ摂津ハ雄略紀ニ呉客を献る手末才伎を

ゑらく住吉津ニ泊す、此月呉の客の道をつくりて磯歯津の路ニ通す、

呉坂と名づくとあるは、此志はつの坂路を越てみやらるゝ海ニ笠縫の

島といふなるべし、斎宮式ニ御輿の料の菅蓋ハ、摂津の笠縫氏が

奉る由見えたれバ、それを其すべし、こゝを始て小舟の榜隠るゝ也しきそへる

ゝゝ棚無小舟段出

磯前榜手回行者近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴

いそざきを こぎたみゆけバ あふみのみ やそのみなとに たづさはになく

やそハ八十ハ数多をいへるにて、此湖の湊をいへり、又近江国坂田郡ニ

磯崎(イソサキ)村といふもあり、湊ハ若根ニあり、八十の湊ハ今八坂(ハツサカ)村より一所をいふの八

いつれにかあれ八十の湊ハ一所の名ときこゆ、宮もいへり　鵠ハ和名抄

久ゝ比とあり、久老の考ニ古ハ鵠を鶴ニ作る、又五雑俎ニ鵠即是鶴也とも

あれバ鵠をもたづと訓べし　未詳　今本此二字誤て入たるべし

吾船者枚乃湖爾榜将泊奥部莫避左夜深去来

わがふねハ ひらのみなとに こぎはてん おきへなさかり さよふけにけり

比良ハ近江志賀郡ニて湖中みなとよめり、なつさの字ハ巻五大舟ニ柯ナサナ
里と書り、沖の方へ避放るゝをなかれといふ、巻七ニこの句を明日一石
之湖にて再載りき

何處吾将宿高島乃勝野原爾此日暮去者

いづくにかわれはやどらんたかしまのかちぬのはらにこのひくれなば

巻五巻十四伊豆久と書り、古事記ニ伊豆久能迦斯尓、また伊豆久尓伊豆久流など
あるべくなれの約まりたるハいづことも、いづくともいへり、かちのハ近江高島
郡三尾の勝野の原なるべし、巻七大御舟泊てさもらふ高島の三
尾の勝野のなぎさしおもほゆとよめり、高島ハ本郷の名なれバの名
なれども高島ハ一郡の廣くてやどりもとむべきかぎり遠きなるべし、
二の句ニ宿りかくせみられたる

妹母我母一有加母三河有二見自道別不勝鶴

いもゝわれもひとつなれかもみかはなるふたみのみちゆわかれかねつる

一つなれかハ妹と吾身の二つならぬやうにおもふと一つなれバにハゆゑ、三河の
二見といふ所ニなるべし、思ふ心の任にならずて任せてある時よめる
てさに出たる格法なりと思ふ大和へ帰る時ニ妻ハ有ながらやす／＼と帰る
よて別るゝはあるなるべし、一つなれどもといひ、又三河二見を出ゆく
歌とすねよめる

一本云

水河乃二見之自道別者吾勢毛吾毛獨可毛将去

みかはのふたみのみちゆわかれなばわがせもわれもひとりかもゆかむ

是ハ妻をせとよびたる也、妹が思ふ人ニ答へる意のなすべく、黒人
妻和歌とて八その次ニ載せたる歌をも載りしもの也

速来而母見手益物乎山背高槻村散去奚留鴨

らくさらみてまかのをやまとのくらつきのむちちかもになるらし

古へハ菜の村とよんだをとくといへる仰へこ村のつみぢの故なりといふべうし

いつも中に春日の山ハ咲なるらもなど、こは卯ゑなみぢといひかへしも咲

ちるものみいへる歌為し

石川少郎歌一首　右註に石川君子のよしとせるハおぼつかなし次なる女の

歌とするバ此ハ女の詞なりん

然之海人者軍布苅塩焼無暇髪梳乃小櫛取毛不見久爾

志かのあまハめかりしほやきいとまなみくしげのをぐしとりもみなくに

志かのハ神功紀に磯鹿海人とあり、筑前風土記糟屋郡資珂島とあれ

バ後おくへめハ和名ニ海藻ニ滑海藻ニ昆布の類なり、ある人軍ハ葷の誤なりといへり

さらハ葷昆同音なればかくかけるなりんと久老説なり、髪梳とかけれど

実ハ櫛匣なり、くしげつらとの字のうゑをのかきくちなかるべきの、又髪梳二字

ゆふさるとよみてゆふべのまぐしなるんとあるへいへり猶考べし

右今案石川朝臣君子號曰少郎子也　何の據ありけれ人もなし

高市連黒人歌二首

吾妹兒二猪名野者令見都名次山角松原何時可将示

わぎもこにゐなのはみせつなすぎやまつののまつばらいつかの志めさむ

和名抄摂津国河邊郡為奈、神名帳摂津国武庫郡名次神社あり、次で

古くもぎといへり　つのゝ松原ハ和名抄武庫郡津門郡止といふ所なるべし、またニ綱の

浦とよめるも同じ、まへ十七都努乃松原かゆるとしめるも、志めさんのこの

字にて伊豆ヲ祢氣にも伊久和祢などもへくいへせしめんのこと

去来兒等倭部早白菅乃真野乃榛原手折而将歸

いざこどもやまとへはやくしらすげのまのゝはりはらたをりてゆかん

此真野ハ摂津八田部郡にて白菅ハ紀に遠江白須賀などある地にてそこら辺の人

の[illegible]ゆきげの陰とよめるはこのうちのうつくしきを、白菅とよめるは[illegible]
[illegible]ゆくを仮にとられぬ、考七器旅のうた、右二首人人のもとめつ[illegible]
[illegible]の作のさまを尋ねよめるは古歌にあらねば、是人丸の[illegible]
[illegible]を抜ぬきよせんとてよめるなるべし、いざ[illegible]流るる後[illegible]人とをいつて、
榛は脱也

黒人妻答歌一首

白菅乃真野之榛原往左来左君社見良目真野之榛原

[illegible]ゆくさくさきみこそみらめ、[illegible]のはらを
[illegible]のさはさまを、[illegible]榛とうるおぼえ、[illegible]
[illegible]榛のゆきすぎまちんあつめ[illegible]
[illegible]ゆくとつてこと

春日蔵首老歌一首 後紀和銅七年正月正六位上春日蔵首老従五位下を授[illegible]

角障経石村毛不過泊瀬山何時毛将超夜者深去通都

[illegible]ぬさりふいそれもてさずはつせやまいつもこえむよはふけゆつ
[illegible]ゆ[illegible]石村池を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

高市連黒人歌一首

墨吉乃得名津爾立而見渡者六児乃泊従出流船人

[illegible]のえのえなつにたちてみわたせばむこのとまりゆいづるふねび
[illegible]
[illegible]

郡摂津 以奈良、武庫郡武庫とあるを

春日蔵首老歌一首

焼津邊吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之児等羽裳

やきつべゆわがゆきしかのはまてるどがなるあべのいちぢにあひしこらはも

右歌人とあるは後河の国の住人なるべし、やきづは景行紀四十年日本武尊駿河より転じ給ふ時、焼津といふことを神名帳駿河国益頭郡に焼津神社あり、あべの市は名物駿河国阿部郡より国府をその府中をも、府の所を河べりと云、志のれば市の別府なり、哭おいとのなげきなどあるを河べりとあるべし

丹比真人笠麻呂往紀伊国超勢能山時作歌一首

栂領巾乃懸巻欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何将有

たくしれのかけまくほしけどこのせのやまにかけばいかにあらん

一云可倍波伊香爾安良牟

たくしれの枕詞、そは紀伊の年の度のまなうん、笠麻呂も光仁同じく山を越るまゝふたりの妹をとゝのかけく云まよせて

山の背といふ名をかへて妹といふ名をうけおはせくよばいなるあんと歌を発るなるべしかばいうあらんハ一なるまゝで伝

ものゝこゝのゝ一句なるなるべし

春日蔵首老即和歌一首

宜奈倍吾背乃君之負来爾之此勢能山乎妹者不喚

よろしなへわがせのきみがおひきにしこのせのやまをいもはよばず

よろしなへハ況なり、わがせハ妻なるとゝて妹云ふなるべし、

これもて見るべしとせといふ山のなをそよろしなれ又妹とかんとハ

[illegible]

幸志賀時石上卿作歌一首　名闕　後紀元正天皇養老元年三月美濃国幸しゝ近江国より淡海を乃楽山より奈良中大臣大納言と卿とをゝ、文武の治まるを元正より[illegible]石上氏ゝ卿といひ[illegible]大臣麻呂の[illegible]麻呂公同年三月薨しあれば[illegible]ゝ久老ゝ大宝二年大上天皇持統三河国美濃国幸のゝ[illegible]

此間為而家八方何處白雲乃棚引山守超而来二家里

[illegible]

万解三上　廿一

穂積朝臣老歌一首　後紀養老六年正月遣[illegible]流[illegible]

吾命之真幸有者亦毛将見志賀乃大津爾縁流白浪

[illegible]

右今案不審幸行年月　一本行幸[illegible]

聞人宿禰大浦初月歌二首　大浦紀氏見六帖の七字[illegible]人の[illegible]

天原。振離見者。白真弓。張而懸有。夜路者将吉

あまのはらふりさけみれば、しらまゆみはりてかけたる、よみちはよけむ

まゆみのまハ字のなれば、まゆみといふべし。やがて此月を

ひきつけたり。よろしのよかんとらふか、吉一本ニ去ニ作る。さらバゆうむ

ゆうれとりよむべし。一本のまゝに作れり

椋橋乃。山乎高可。夜隠尓。出来月乃。光乏寸

くらはしの、やまをたかみか、よごもりに、いでくるつきの、ひかりともしき

くらはし山ハ大和十市郡也、古事記ニ倉椅山とあり。くらはしハ椋橋とも書て、久良波斯夜麻と

こゝよくらはしハ椋椅とかけり。よごもりハ夜のふけたるをいふ也

くらはし山のたかくてそのほどよりおそくいでくる月の光のすくなきを

乏しき也。乏ハすくなき事也。秋月のさやかに出るをめでゝ、うらやみ見たき事に

なりぬ。或本ニ沙弥女王の歌として、依白斤待難きとかけるのみ

全同前ヲ載テ、又本行ニあるてあひさるあとは。あれば家ハ

らん志ばしハあまおとよみるハ家の末の歌なるといへる事も

ともちハ主のうたと注せり

小田事勢能山歌一首　古今六帖ニ出たるの似たるをあげのせり

真木葉乃。之奈布勢能山。之奴波受而。吾超去者。木葉知家武

まきのはの、しなふせのやま、しぬばずて、わがこえゆけば、このはしりけむ

まきハ檜也、檜の枝葉ハしなやかなるものなれバしなふといふ。しぬばずてハ

堪もしてといふハこのびあへずて也。しなへて難ゆけバ木の葉ハ

きえてと知んかれて志なひされたるといふ也。是ハなかての事を

なるべし。此七首の棚引山の隠てるさまとハ木の葉ハしるらん

とりてよめる也

角麻呂歌四首　後紀後五位下舟兄麻呂ここハ角と角と送れと訓
せ〜なるべ〜後紀ニ此氏と錄とし用とし書書書用書錄とあれハ誤し
用しるべし

久方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺爾家留香裳

ひさかたのあまのさぐめのいはふねのはてしたつハあせにけるかも

神代紀阿麻祇佐愚謎と後世天雅彦高彦霊ゆゑ天探女見
つかつかやせぎ〜ゆゑ此名雅天雅彦の門前ゆ飛降て天探女見
出せる事なり、夢物ハ石揮船として揮て造てかくこと侍なり
なるべし、神武紀天神之子天磐船ゆ乗て降出て揮る燒速日命
とゆゑ有て探女ハ紀まくハ地祇とおもふ事なれハ天
雅彦の伏見よりて夫よりて降しくるもしの天雅彦ゆ媚
くゆゑ神ゆや、各ゆ天といふ燒速日命のくしかし

万解三上　廿三

石船ものりくゆ降れる侍なるべしゆや、契沖ゆ摂津国風土記云難波高津
者天雅彦天降時属之神天探女乗磐舟而至于此其磐舟所泊故
号高津云云とをいふ〜ぞ侍なるを右よりいひ侍るなれハ此ゆ
しよりなるべし古き難波ゆ高津の図と見る次ゆ津ハ西の入江ゆ
て今〜るはとふ古の法ゆハ地ていあせ不ゆるゆ侍ハ不のさ文ゆ
朱ゆるとゆ

塩干乃三津之海女乃久具都持玉藻将苅率行見

しほひのみつのあまのくづもちたまもかるらんいざ誘てこん

三津ハ難波のこゆ海女あるゆ洲ゆ六ゆの角ゆ出べくゆ
るゆゆハあゆ見ゆゆ出べし、神代物ゆ久〜敷とハわらはく貝の殼
あみるあ〜ゆ〜れゆ藻ゆ入ゆ〜ゆ書物ゆ〜ゆ〜とハかゆみど
いゆ〜ゆ、ゆ〜ゆ和語さゆの侍ゆ生ゆきぬあやと糸のくづゆ入れて

久ゆ

風字疾興津白浪高有之海人釣船濱春奴

かぜをはやおきつしらなみたかしとはあまのつりぶねはまにいでぬる

春ハ[illegible]

清江乃木笑松原遠神我王之幸行處

きよみのゝきしのまつばらとほつかみわがおほきみのいでましところ

清江ハ伊吉ノ[illegible]枕詞、笑ハ和名抄ニ和名夜と[illegible]ハ十三足

日本紀ニ[illegible]

田口益人大夫任上野國司時至駿河淨見埼作歌二首

續紀和銅元年三月從五位下田口益人を上野守とす

盧原乃清見之埼乃見穂乃浦乃寛見乍物念毛奈信

いほはらのきよみのさきのみほのうらのゆたけみつゝものもなしに

和名抄駿河盧原郡盧原伊保波良神名帳庵原郡穂神社あるハ[illegible]

とりつゝ和ハ清見ノ崎ノ[illegible]ハ海ノ[illegible]即みかの

海といハゞうるハしく[illegible]

れハ[illegible]

畫見騰不飽田兒浦大王之命恐夜見鶴鳴

ひるみれどあかぬたごのうらおほきみのみことかしこみよるみつるかも

田兒ハ清見ノ崎ノ浦[illegible]

[illegible]

弁基歌一首 續紀ニ大宝元年二月勅して還俗春日藏首老とい

て既ニ[illegible]

名を出せるハ[illegible]

亦打山暮越行而廬前乃角太河原爾獨可毛将宿

まつちやまゆふこえゆきていほさきのすみだがはらにひとりかもねむ

眞土ハ木路に入立信土山とかきて大和より紀伊へこゆる山也、すみだ

川といふハ古しへ奈良の京の頃の紀伊のあたりのひとのいひしくに大和よりハ紀伊路に

るまでの間のすみだ川をまさしくかぞへてみれどもくさハ紀伊なる

と定むべし仙覚ハすみだ川ハ紀伊国にも出羽にも下総にもあり紀

ち山ハ紀伊国に名高き山也といへり、さて大の田口大夫の家の記貫

まくらこれバこれも誤なりその家持やうなまれどさらにハあらじ、誤

河庵原郡にいほさき川といへり川と此家のすみだ川といふ説あ

れどひがこと也、庵前し角太河も紀の國也

右或云弁基者春日藏首老之法師名也　紀伊にゆると或云

とかかりて作人の名をさかるごとくなるべし

大納言大伴卿歌一首　未詳　此二字作人の名入へ定むべし

續紀天平三年七月大納言從二位大伴宿禰旅人薨難波朝右大臣

大紫長徳之孫大納言贈從二位安麻呂之第一子也とあり

奥山之菅葉凌零雪乃消者将惜雨莫零行年

おくやまのすがのはしのぎふるゆきのけなばをしけむあめなふりそね

菅ハ山菅とも麦門冬と云、しのぎハ凌きて葉のあをひまで降入る

をいへり、ここハ新なる詞、行年ハ借ていふ字にて、行年をそねとよ

ませし也、すべて行ハ所の語なく、そねと訓べしといへり、そねハなる

ふかそとはまねの字を添ふる也、猶ハ新なる詞

長屋王駐馬寧樂山作歌二首

雖八離人涙

佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不雖相見染跡衣

さほすぎてぎぞならのてむけにおくぬさはいもをめかれずあひみしめとぞ

佐保は大和へ、さてゝ奈良は奴の上の方なるを向山といふなり、今峠といふも也、高き所にて苦系

殆太敬古言の如向山てゝ見てもなれば、難は絡如之技う

つれど又地こゝにもてもなれば至とは山の高と出て八絡者一の

こまうれはかるを借る入くかるをさるべきかるくかをあらて

る向るるをなりぬ先をきさをぬさとしたちぬ居をいふ、おかりめ

とぞは今おもんさるへとも、都を拾てくるこゝて好のりをへよ

殆長つるなるべし、この言は七七寄る、戸並山る向の神は

都まつりまもるのめはそけやしまつ五とをとを者ゝ器おそ

とぞとゝるは、離は離の上の係なるゝ志るし

万葉三上　廿六

盤金之凝敷山乎超不勝而哭者泣友色爾将出八方

いそのかのこゝしきやまをこえかねてねをなくとしいろよいでめやも

盤ゝは盤根ゝこゝしきは凝かてあるゝ考十七許其志可毛その

かんさびるをかるまつあれば、うゝ例をこえかねてはなくれる妹ゝ色て

約ゝてうるるをこゝ、色ゝ出あやゝ八色ゝ出ゝ知ゝ

中納言安倍廣庭卿歌一首　後紀神亀四年中納言ゝ従天平

四年二月薨、右大臣従三位御主人之子ゝ

兒等之家道差間遠鳥野干玉乃夜渡月爾競敢六鴨

こゝろの人ぢやゝまぢかさをぬぎるまのよわてるつきをきそひあへかも

兒ゝ八ぬぎ玉の長きる月をいくよとゝてよみて大空を渡る月ゝ云

きそひあへかもゝ、あくんうも八堪んゝ競ずゝの乃ゝ乃ゝるねば月のゝ約

よ八爭ひ始ゝ出八おくれんゝのきゝ

柿本朝臣人麻呂下筑紫国時海路作歌二首

名細寸稲見乃海之奥津浪千重爾隠奴山跡島根者

なぐはしきいなみのうみのおきつなみちへにかくれぬやまとしまねは

右ぐしきいなみのうみは今の播磨の国の名所なり

大和のかたのくにいなみの海は摂津の国にあり

東くにくに流のこゝろをとわるとは流を隠るゝといひなせるなり

きくよりは当央のあしのおもてにうかびゆく舟こゝ

大王之遠乃朝庭跡蟻通島門乎見者神代之所念

おほきみのとをのみかどとありかよふしまのみなとをみれば神のよおもほゆ

みかどは宮城の門をいふなり知る詞なり遠のみかどは国々の府又は西海道の大宰をさしていふ此は神ゆのふるとひとの都にあるをもかねて紀州にてよめるなり

万葉三上　廿七

及世移り候共あるべかりしかは八隅八佳字にて在べ人くのものよりも約

あるべきを云、名づけ八隅の水門をいふこの考二つ同じ人の撰歌の意不

神のれ面に流れくるを中の少つゆ取落てとゆるるを同じ地にこゆれば

せざるべし法流る舟八考の未よりも文秋のかたはよりはるかに撰歌

のものとなるべしとて神代にこゝ八をもとたの神の面とゆるる

同じこゝ八助字

高市連黒人近江舊都歌一首　近上見のごとく歌の字と作の字とにて

如是故爾不見跡云物乎樂波乃舊都乎今見作本名

かくゆゑにみどといふものをさゝなみのふるきみやこを今せつゝとぞ

世人古へ八ふるきよかく然云へどもいまの人は強られぬものとして

されバとおもひてよめるなり　カクモ八よりなるべし　考十七さけるこゝ

ちなるべしあるバかるべしなんぞ山ぶきをこゝ世にかりこれ

右詞或本曰小辨作也未審此小弁者也

幸伊勢国之時安貴王作歌一首 続紀天平十二年十月伊勢国に幸の事あり、同紀天平元年三月无位阿紀王に従五位下を授くと見ゆ

伊勢海之奥津白浪花尓欲得裹而妹之家裹為

いせのうみのおきつしらなみはなにもがつつみていもがいへづとにせむ

花にもがのがハ願ひ詞にて、実の花にあらばつつみてかへらんものをと
いふ也。つとハ苞苴にて物を包てもてくる也、海山の物を包て人
にも贈る、凡てもてくるものをいへると轉じて包まぬものをも
云ふ事となれり、家にもて帰るを家づとといふ、集中にあまた見ゆ

博通法師往紀伊国見三穂石室作歌三首 傳未詳

皮為酢寸久米能若子我伊座家留 一云家牟 三穂乃石室者雖見不飽鴨 一云安禮介家留可毛

はだすすきくめのわくごがいましけるみほのいはやはみれどあかぬかも

はだすすきは枕詞、顕宗紀弘計天皇 更名来目稚子 とあり、此天皇の御事か、
弘計王の父の難を避て丹波国余社郡に逃れ給ひ、後に播磨国縮
見山の石室にかくれて自経死しぬと書、かくれば見をも播磨におもむきて
紀伊のみほの石室に隠れたまひしを、紀伊国にいひ傳へたるをかくよめる
にや、紀にみえる石室を住まししといひ傳へたれども、其は別に隠れて経死
せるにあれバ、別のみほにて、おしはかるにいへるれば、弘計天皇
の御事をかく定めんもいかがなり、久米の稚子ハ何人か詳ならず
なまて、石室のほとりにおほしぬるは、次の歌をもて知るべし

常磐成石室者今毛安里家禮騰住家類人曽常無里家留

ときはなるいはやはいまもありけれどすみけるひとぞつねなかりける

常五等(トキハナス)は周(ス)かくしもがもと云ればなはなとしよめれど、ここハ

石とつくられバなるべし例べし作る人ハ久米のわくごとよ

石室戸爾立在松樹汝乎見者昔人乎相見如之

いはやどにたてるまつのきなをみればむかしのひとをあひみるごとし

いはやどハ石室の門也、汝ハ松をさしていへり、むかしの人ハ久米のわくごをいふ

門部王詠東市之樹作歌一首　一本ニ旧本曰後賜姓大原真人

敏達天皇六代孫舒明天皇之後也と註せり、此舒明天皇の四字ハ

後人の字なるべし、続紀和銅六年正月无位門部王ニ従五位下を授

とあり、それよりしばしの叙位を歴て、天平三年従四位上となる、

作の字衍文ならん

東市之殖木乃木足左右不相久美宇倍吾戀爾家利

ひんがしのいちのうゑきのこだるまであはでひさしみうべこひにけり

市ハ東西ニあり、是ハ七ニ西の市ニならひて出来しよりいでてよあり、雄略紀餌

香市還橋といひ、是ハ二ツ橋の傍ニむかしのやちまたもなくよみかへりたる都

の大路ニ菓樹を植られし也、木だるハ老木となれバ枝垂てさがるれバ

いふ、是ナヤかまくらの作の流木字としよめり、妹と久しくあはぬ

をいひよそへたる、うべハ宜也、上ノ倍の下吾の字古本ニなし、拠て之

桉作村主益人従豊前国上京時作歌一首　是亦同人の歌

あるてたゞ頭ニ内匠寮大属とあり、此桉の字鞍の省文なるべし

梓弓引豊国之鏡山不見久有者戀敷牟鴨

あづさゆみひきとよくにのかゞみやまみずひさならばこひしけむかも

あづさゆみ枕詞、引とよと続けしいつくしき篇者云くなし、かゞみやまハ

鏡山下の挽歌ニもよめる也をあそ、こひしかんハ恋しからん也、是も

同まて残こいふはかつかなしといひのけたり

式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之時作歌一首

後紀天平九年八月参議式部卿兼太宰帥正三位藤原朝臣宇合
薨、太政大臣不比等第三子也、とあり、さて馬養と宇合と
も同じ人なるよし紀にとくと知べし、されば宇合をうまかひと訓べきなり、
神亀三年十月此倶知造難波宮事あるて、天平四年三月従五
位下宇合いつも
ぬしなるべし、堵ハ都とも書しるし、難波ハいつも
昔者社難波居中臨所言奚米今者京引都□備仁鶏里
むかしこそなにはのみやこといはれけれいまハ京とぞなりにける
難波ハ仁徳天皇ハ三年宮、孝徳天皇ハ難波長柄豊碕
大宮造まして、京都の地なれど、久しく都となりて居中といれ
つるに、居中ハ田居中の略、集中都ハつのくにのみやこ、倒
ちくさちくさもなれこそ、都の字の下一字園とゑゆるよりて、
指諸成ハ引ハ師の伝、於ハ泥の語、くさて乗の字義、とのくハ今者

京師、備仁鶏里、いまハみやこにぎたひみくりとよむべしとぞ、
難波ハいまハみやこびきみやこびとよめるも、難波ハさもあるべし、
みやこびきみやこ引ハなり、京ハ引ハ刀の誤なり、いまハみやこ
みやこびみやこびとよむべし
土理宣令歌一首　後紀天長五年正月刀利宣令を詔して東宮
ふるさとをもるよしあり
見吉野之瀧乃白浪雖不知語之告者古所念
みよしのの、たきのしらなみ、しらねども、かたりつげばむかしおもほゆ
書一よさくのうちとりたんてよしとよとせ、詔し、書七古のかてき、
人の遊々んなどいひて、式ハ、ハるよりほかなきるるどものあれば、く
よりの、書ハ、詔のまく、述なるも
波多朝臣小足歌一首　紀ニ波多氏ハ人のれば、サヒといフハ人なり。

小浪・礒越道有能登湍河・音之清左・多藝通瀬毎爾
さゞれなみいそこせもわたるのとせのはゝおとのさやけさたぐつせゞとゝ

大和言葉巨勢之さゞれ波いそこせもわたるのとせのはゝおとのさやけさたぐつせゞとゝ

なるのゝせの川とも[illegible]

暮春之月幸芳野離宮時中納言大伴卿奉勅作歌一首
并短歌　未逕奏上歌　逕ハ經の假字そもそもハ[illegible]

續紀神亀元年三月吉野宮に幸す、大伴ハ旅人なり、表老二年中納
言なりし

見吉野之・芳野乃宮者・山可良志・貴有師・永可良思・
みよしぬのよしぬのみやゝやまからし・たゝとうるらし・かはこのらし・
清　有師・天地與・長　久・　萬代爾・不改

永ハ水ノ誤

さやけのるらし・あをつちなるつくしひさしくよろづよにかたくうごかず
将有・行幸之宮
あるゝむしでまのみや

言ハ所ゝ[illegible]ハ水ハ[illegible]のかゝるかゝるのこゝ
ハ[illegible]ハ水の假なるべし[illegible]みづとし
測るハいまぶ、天地とも[illegible]ハ神代紀宝祚之隆當与天壤無窮
者矣とある同じ、敵言をいでまものみやとつるもとゝ一云倶ゝ
從ひそゝろむのみ

反歌

昔見之・象乃小河乎・今見者・彌清・成爾来鴨
むかしみしきさのをがゝをいまみれば・いよ〻さやけくなりにけるかも

此很同じ来るとなるべし、久しくそこの住ものとしれば、ながくハよのかれ

[illegible]

山部宿禰赤人望不盡山歌一首并短歌

山の下作の字と紀に[illegible]

[illegible]氏は古事記に山部大楯連山部小楯[illegible]かぎねは[illegible]と連なりと宿禰は[illegible]

[illegible]

天地之。今時後。神左備而。高貴寸。駿河有。
あめつちのわかれしときゆかんさびてたかくとうときするがなる。
布士能高嶺乎天原。振放見者。度日之陰毛。隱
ふじのたかねをあまのはらふりさけみれはわたるひのかけもくれ
比照月乃光毛。不見。白雲母伊去波代加利時自久曽。
ひてるつきのひかりもみえず。しらくもいゆきはばかりときしくそ。

雪者落家留語告。言繼將往不盡能高嶺者
ゆきはふりけるかくつぎていつきゆくふじのたかねは
振放の[illegible]は遠くあきらめるかくろいかくしとも[illegible]
だうのいは爰後はだうとはかくしけるをそれとかくるを
りうん代は代の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

反歌

田児之浦從打出而見者。真白衣。不盡能高嶺爾。雪者零
家留
たごのうらゆうちでてみれはましろたへのふじのたかねにゆきはふりける
[illegible]

立ヲ之ニ伐ヲ代ニ誤

[illegible]の道をそこなひ[illegible]の伊豆の山の麓よりの海田[illegible]の海く
[illegible]の岸辺のそこを[illegible]ぶ[illegible]入海紙[illegible]ふ[illegible]入ゆるとぶ[illegible]れば
四[illegible]のうらうらをあくうち出くるれば[illegible]みつくいよあるゆい
よりとりて詠るうたハ[illegible]ちくもるべし、伊[illegible]れ[illegible]ぐ[illegible]と、
[illegible]

詠不盡山歌一首并短歌

奈麻余美乃甲斐乃国打縁流駿河能国與己知其智乃
国之三中役出立有不盡能高嶺者天雲毛伊去波伐加利
[illegible]飛鳥毋翔毛　不上　燎火乎　雪以滅　落雪乎
[illegible]

万解三上三十三

火用消通都言不得　名不知　靈毋　座神香聞
[illegible]　石花海跡名付而有毛彼山之　堤有海曽不盡河跡人
[illegible]　乃渡毛其山之　水乃當烏　日本之　山跡　国乃
[illegible]　鎮十方座　神可聞寶十方　成有山可聞駿河有不盡能
[illegible]　高峯者雖見不飽香聞
たのおもしろきのもの
なまよみのうちよりの枕詞、こちごちハ彼方此方なり、[illegible]
[illegible]ハ[illegible]、出立ハ[illegible]

改つゝ、うねのゝ八岳のゝ方をのぞみて、みのゝうとはてみねといひて、こはなにやゝ
いまゝゝ神ゝゝ八岳山と称ゝいひて、せの海といふ沢のうへ、三代実録
貞観六年五月富士焼て大山西北木栖水海埋しるゝ、同七年十二
月剗海と望る千許町ゝ有、日本紀略承平七年十一月甲斐国言、
駿河国富士山神火水海を埋とあれば此時よ絶るなるべし、万葉
しるゝ八、和名抄崔禹錫食経云、龍蹄子（和名勢）云し、兼名苑注云、石
花二三月皆舒蕊花附石而生、故以名之とあれば、せのうるよ申
うる、山ゝよ岸あるゝ号ゝこの石一ゝ生中の沢ゝ、なるゝ山の
つめるといひて、見池ゝ海ゝ云ゝ、水乃常の下知のゝ
ゝ、の鳥とそのうるゝ見ひしるゝ八ゝ、そゝよゝ見べゝゝ、
ゝ、の雪のゝの保ゝゝゝ、日本ゝひのゝゝゝゝゝ古くゝゝゝ、後
後紀良福寺の僧のゝ寄ゝ、日本の称する臺の国ゝゝゝ、

のゝゝ、こ八拝詞ゝゝ、日のゝゝゝ、の後ゝゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
ゝゝ、ゝゝ、ゝ八、ゝゝゝゝゝ、顕家紀宝賀ゝ、新立極者此家
長御心之鎮也ゝゝ、ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ、
寄ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

反歌

不盡嶺爾零置雪者六月十五日消者其夜布里家利

ふじのねよふりおけるゆきはきのふけぬればそのよふりけり

かゝる後のゝをゝゝゝ人の後ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

山ゝゝ八ゝ月ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

布士能嶺乎高見恐見天雲毛伊去羽計田菜引物緒

ふじのねをたかみかしこみあまくもいゆきはばかりたなびくものを

ゝゝ山のなりばゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

右一首高橋連蟲麻呂之歌中出焉以類載此　等の[illegible]

集の[illegible]

[illegible]

山部宿禰赤人至伊豫温泉作歌一首并短歌　天武紀十三年十月己卯朔壬辰大地震[illegible]伊豫湯泉没て不出とある、[illegible]

皇祖神之神乃御言乃敷座　国之盡　湯者霜
かみろぎの　かみのことの　しきまして　くにのことごと　ゆはしも
左波爾雖在　島山之宜　国跡極此疑伊豫能高嶺乃
さはふれども　しまやまの　よろしきくにと　ここをしかもいふ
射狭庭乃崗爾立之而歌思　辭思為師　三湯之上乃

いさにはの　をかにたちて　しぬびけむ　しきなみの　うへの
樹村乎見者臣木毛　生繼爾家里　鳴鳥之　音毛
こむらをみれば　おみのきも　おひつぎにけり　なくとりの　こゑも
不更遐代爾　神左備　将往　行幸處
かはらずとほき　よに　かんさびゆ　むゆきどころ
かるろぎは　祝部神等　斎ふ　宮柱の　太敷き　又おくの　遠代と
もさせる　岩ぬ　十九　皇祖神の　遠御代々　かぞへ　天の
ヤなれ　[illegible]　宮ぬ　八隅四方の　まに　まに　もえろぎと　ほめ　こと
しは　おう　[illegible]　八雲の　国を　思い　[illegible]　[illegible]　[illegible]
伊与温泉郡伊佐介波神社　[illegible]　[illegible]　[illegible]
よるかみろぎと　[illegible]　[illegible]　[illegible]
いる　八雲　[illegible]　[illegible]　[illegible]
なる　舒明紀十一年十二月伊与温湯宮

み幸のことハ、伊豫國風土記を引て、湯郡天皇等於湯幸行降坐五度也、景行天皇以大帶日子与八坂入姫命二軀為一度也、仲哀天皇以大帶日子天皇与大后息長足姫命二軀為一度、以上宮聖徳皇子為一度、及高麗惠慈僧葛城王等也、立湯岡側碑文處謂伊社尓波者、當土諸人等其碑文欲見而伊社那比来、因謂伊社尓波也、以岡本天皇并皇后二軀為一度、于時於大殿戸有樹、木云臣木、其上集鵤比米、天皇為此鳥繫稲穂養賜也、以後岡本天皇近江大津宮御宇天皇清御原宮御宇天皇三軀為一度、此謂行幸五度也とあり、巻一數葉歌林を引る所に一書云是時宮前有二樹木、此之二樹斑鳩比米二鳥大集、時勅多掛稲穂而養之乃作歌云々ともあれ、此時の哥ともの中に見えず、み幸ありしなどのことを古本によりていひ、或ハ辞ハ書もなく、ことなるハしるしもあらむ、此辞もおなじ也

とハいへるなるべし、思ともあびもせず、年中にまくよかるを、巻十一雑挧聞八河をこのまゐのあれ思而(シヌビテ)為れなともまゐらてもよらてハかなしむ、宮のミこゝハ其おもひ辞(コト)をはしくかうしたる宮たち子の命を思ひめぐらし、文をけわひめぐらしあひしよるまへ、文ハ風土記にみえたる碑文をいふにて、ゆるべし、こゝにらハ木辭へ、和名抄に纂要云木枝相交下陰曰𣟧、和名古無良とあれバ、そハ結ぶ字とおなしあてたるものにて、ゆハ生つ湯にて、おみの木ハ今いふみみのまくに神武紀孔舎衛(サヱ)の戦人大樹に隠れて難を免るゝことあり、樹の恩母のかしとてば人それを母木邑といふ、今鉄岡(オモノキ)邑といふハ訛れるなり、見ゆ、これもよりなぞらへ、よりハ苦をいひ、中ハ今をいひ、下ハ末の世をかねていへるものなり

反歌、

百式紀乃大宮人之飽田津爾船乗将為年之不知久

力士等の如くみやびとの にぎこぶ[illegible]

飽ハ鏡の張らるゝ、あぎこぶハ伊与国に既久表を敷人を他のさまゝ

ちりるゝ[illegible]ハ鏡四はとり[illegible]紙も[illegible]

赤人の もろ聖武の古時 みゆれば 器物 [illegible]ハ つぎの古代と 求め

[illegible]

登神岳山部宿禰赤人作歌一首并短歌

三諸乃神名備山爾五百枝刺繁生有都賀乃樹乃彌

みもろの かみなびやまに いほえさし しげる つがの きの いや

繼嗣爾玉葛絶事無在管賞不止将通明日

つぎつぎに たまかづら たえる こと なく あり つゝ もつ べし あす も

香能舊京師者山高三河登保志呂之春日者山四

この ふる きやう の みやこ ハ やま たか み かは と ほし ろし はる ひ ハ やま し

万解三上 三十七

見容之秋夜者河四清之旦雲二多頭羽亂夕

みゆ [illegible] あき の よ ハ かは きよ し あさ くも に たづ ハ みだれ ゆ

霧丹河津者驟毎見哭耳所泣古思者

きり に かは つ ハ しぐ れ ごと に みる ごと に ね の み し なく ら ん こ ハ

みもろの [illegible] おほ [illegible] つ の [illegible] ま の [illegible] 枕詞 [illegible]

この [illegible] 河 [illegible] [illegible] 清 [illegible]

[illegible] ハ [illegible] [illegible] [illegible]

代紀の大小魚の三字をとり [illegible]

[illegible] 用 [illegible] [illegible] [illegible] 所注ハ [illegible]

[illegible] 赤 [illegible] [illegible] 常 [illegible] 時

の [illegible] [illegible] [illegible] 赤人ハ [illegible]

人なら [illegible] [illegible] [illegible] [illegible]

反歌

明日香河川余藤不去立霧乃念應過孤悲爾不有国

門部王在難波見漁火燭光作歌一首　後紀和銅三年正月

無位門部王後上毛野朝臣虫麻呂

見渡者明石之浦爾焼火乃保爾曽出流妹爾戀久

海若之奥爾持行而雖放宇禮年曽此之將死還生

或娘子等賜裹乾鰒戯請通觀僧之咒願時通觀作歌一首

目録ニ或娘子等以裹乾鰒贈通觀僧戯請咒願ニ

海若之奥爾持行而雖放宇禮年曽此之將死還生

佑ヲ祐ニ誤

[illegible]と詠ずべし

太宰少貳小野老朝臣歌一首　後紀天平九年六月太宰大貳

従四位下[illegible]卒

青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薫如今盛有

あをによしならのみやこはさくはなのかをるがごとくいまさかりなり

あをによし枕詞　なら奈良　さく花咲　かをる香　君之時　[illegible]

[illegible]の将薫時と[illegible]

[illegible]

防人司佑大伴四縄歌二首

守邊者若防人と[illegible]大伴の下[illegible]

安見知之吾王乃敷座在国中者京師所念

万解三上三十九

やすみしし[illegible]

大倭の国は四方之国中童と[illegible]神武紀の国之墺區[illegible]

[illegible]

藤浪之花者盛爾成来平城京宇御念八君

ふぢなみのはなはさかりになりにけりならのみやこをおもふやきみ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

帥大伴卿歌五首　[illegible]

五品盛復將變八方殆寧樂京師乎不見歟將成

古講三上四十

わがゐのうへまくさをちめやゝほとゝぎすのみやこをみやこなりけるこゑ

此二の句まかつゝゐもとゝ文をハ用ひゝ宮もち本五わがさうらいこ

くらゝめゝこゝゝ文まきもとゝまく遠知ゆやゝ文きこゝゝまくむ

よハ初ゝんばいやゝきあがゐまく越知めゝゝゝあゝも神ん遠ゝゝすを

宇和ゝゝすゝゝゝくゝゝゝきゝのをちのゝゝゝもゝゝ此新くさんば

今ゝをちんやゝとゝゝ思ゝゝゝゝゝ遠りくゝのゝとゝゝゝこゝゝゝのゝ

初をゐんぬゝ近ゝゝゝとゝゝゝ文ゝゝのゝさゝゝゝゝ文ゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝばゝ宰ゝ老ゝゝくゝゝゝゝゝの初とゝゝゝゝゝゝくゝゝゝ

吾命毛常有奴可昔見之象小河辛行見為

わがいのちつねあらぬかむむかしみしかたのをとゝをゆきてこんあ

あらぬこゝハあれうゝ初ゝ行ゝゝゝゝ象ゝゝゝゝゝ象ゝゝゝゝゝゝ

を野ゝゝゝ

浅茅原曲曲二物念者故郷之所念可聞

あさぢはらつゝぼらゝゝゝゝゝゝゝゝ

岩七之芳野作ゝく芳のわゝとゝ、懐風藻ゝ吉田連宜挽駕吉
野宮待ゝ夢閑ゝ他ゝ、ゝれば、象河のあゝちなゝん、和ちハもゝ
ゝ後ゝく閑ゝさればかゝらでゝあゝんといゝ、ゝゝ、ちゝゝの松を
人ゝゝの朱もんゝゝいゝゝまゝゝゝんゝゝ久ゝのあゝゝゝゝゝゝゝ閑ゝ
かゝゝゝゝあゝんゝゝいゝゝ遠ゝ場ゝゝ待ゝゝハゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ、毛ハ毳の落ゝと翁ハゝゝゝゝ、宮ゝハ
有の不也のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ

010190519126